

■ 子ども基本法第10条（都道府県子ども計画等）

- ✓ 子ども大綱を勘案した「都道府県子ども計画」の策定が【努力義務】

■ 自治体子ども計画が子ども基本法に規定された背景

- ✓ 子ども施策を全体として統一的に横串を刺す
- ✓ 住民にとってわかりやすいものとする
- ✓ 事務負担の軽減

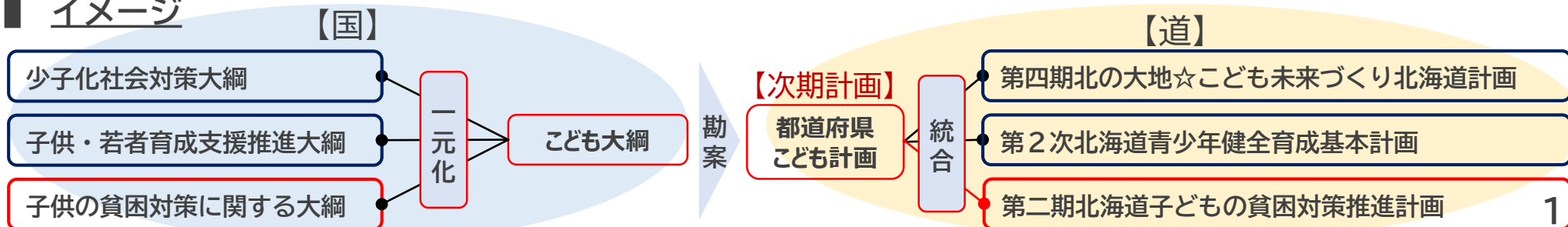
■ ガイドラインに示されたポイント

- ✓ 自治体子ども計画の目的
 - ・ **全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会**を実現していくこと
- ✓ 計画の対象となる子どもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させることが必要

■ 国の見解

- ✓ 自治体子ども計画の策定にあたっては、子ども基本法に基づき次の事項を遵守
 - ① 計画の対象となる「**子ども**」は「**心身の発達の過程にある者**」※ 18歳未満など年齢で区切らない
 - ② **幅広い「子ども施策」を網羅的に対象**
 - ③ 子ども基本法に掲げる**基本理念を踏まえたもの**
 - ④ 国が定める**子ども大綱を網羅的に勘案**したもの
 - ⑤ **子どもや若者、子育て当事者の意見を反映させるための必要な措置を講じ、その意見を適切に反映させる**

■ イメージ



次期計画骨子案たたき台策定に向けたライフステージの検討

■ 第四期北の大地☆子ども未来づくり北海道計画

子どもや子育てをみんなで
応援するステージ

- ・ 若者への就業支援 など

妊娠や出産を
支援するステージ

- ・ 妊娠・出産に関する支援体制の整備 など

子育てを
支援するステージ

- ・ 幼児教育・保育の充実 など

子育てや自立を
支援するステージ

- ・ 子どもの権利及び利益の尊重 など

■ 第2次北海道青少年健全育成基本計画

乳幼児期
(0～5歳)

- ・ 安心して子どもを育てられる環境づくり など

学童期
(6～12歳)

- ・ 豊かな心と健やかな体の育成 など

思春期
(13～17歳)

- ・ 社会参加に向けた望ましい勤労観等の育成 など

青年期・ポスト青年期
(18～39歳)

- ・ 青少年の非行や犯罪を防ぐ環境づくり など

■ 第二期北海道子どもの貧困対策推進計画

全てのライフステージ

- 相談支援
 - ・ 保護者への相談支援
- 教育の支援
 - ・ 学校における教育支援
- 生活の支援
 - ・ 保護者の生活支援
- 保護者に対する就労支援
 - ・ 就労促進に向けた支援
- 経済的支援
 - ・ 生活の安定に向けた経済的支援

■ 次期計画 【網羅的にこども大綱を勘案】

ライフステージ (案)

こどもの誕生前から幼児期まで

学童期・思春期

青年期

ライフステージの考え方

- ・ **こども大綱を勘案**し、「こどもの誕生前から幼児期まで」、「学童期・思春期」、「青年期」の**3ステージ**とする。

次期計画骨子案たたき台策定に向けた目標別施策体系の検討

こども大綱

こども施策に関する基本的な方針

- I こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- II こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- III こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- IV 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- V 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む
- VI 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

ライフステージを通じた重要事項

- I-(1)こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 I-(2)多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- III-(1)こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 IV-(1)こどもの貧困対策 IV-(2)障害児支援・医療的ケア児等への支援
- IV-(3)児童虐待防止と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

ライフステージ別の重要事項

- III-(3)妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
- ・ こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

こどもの誕生前から幼児期まで

- ・ こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
- II-(2)居場所づくり
- ・ いじめ防止 など

学童期・思春期

- V-(1)高等教育の修学支援、高等教育の充実
- V-(2)就労支援、雇用と経済的基盤の安定
- V-(3)結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援 など

青年期

子育て当事者への支援に関する重要事項

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ● 地域子育て支援、家庭教育支援
- V-(4)共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 ● ひとり親家庭への支援

こども施策を推進するために必要な事項

- II-(1)こども・若者の社会参画・意見反映 (※) ● こども施策の共通の基盤となる取組 VI-(1)施策の推進体制等

※ 目標に合わせて「取組の方向性」には【子育て当事者】を追加

貧困対策推進計画及び自立促進計画のイメージ

■ 次期計画骨子（案）

【こども施策に関する基本的な方針】

IV 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

【取組の方向性】

ライフステージを通じた重要事項

○ こどもの貧困対策

子育て当事者への支援に関する重要事項

○ ひとり親家庭への支援

■ こども大綱（*）

- 1 相談支援
- 2 教育の支援
- 3 生活の安定に資するための支援
- 4 保護者の就労支援
- 5 経済的支援
- 6 子育て支援
- 7 こどもの貧困に対する社会の理解の促進

（*）第3 こども施策に関する重要事項

- 1 ライフステージを通じた重要事項 (4)こどもの貧困対策
- 3 子育て当事者への支援に関する重要事項 (4)ひとり親への支援

■ 参考：第二期子どもの貧困対策推進計画

生まれ育った環境によって左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図り、子どもの権利及び利益を尊重し、北海道の全ての子どもたちを地域全体で見守り、夢と希望を持って成長していける地域社会の実現

■ 参考：自立支援促進計画策定のねらい

母子家庭等施策が総合的かつ計画的に展開され、個々の母子家庭等に対して効果的に機能することを目指している。

- 1 相談支援
 - ・保護者への支援
 - ・ひとり親家庭への支援
 - ・居場所を通じた支援
 - ・市町村の相談支援体制の整備

- 2 教育の支援
 - ・学校における教育支援
 - ・大学進学等の機会の提供等

- 3 生活の支援
 - ・保護者の支援
 - ・子どもの生活支援
 - ・子どもの就労支援

- 4 保護者に対する就労支援
 - ・学び直しの支援 等

- 5 経済的支援
 - ・学校における教育支援
 - ・大学進学等の機会の提供等